

第 7 7 回

国有財産四国地方審議会

日時 平成 2 9 年 5 月 2 9 日（月）

1 3 時 3 5 分～1 5 時 1 5 分

場所 四国財務局 別館 2 階 第 2 会議室

第77回 国有財産四国地方審議会(議事録)

1. 開会
2. 財務局長挨拶
3. 議事(諮問事項)
4. 議事(報告事項)
5. 財務局長挨拶

[13時35分 開会]

【1. 開会】

松田会長 委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。ただいまから「第77回国有財産四国地方審議会」を開会いたします。

まず、事務局から会議成立の報告をお願いいたします。

[審議会成立の報告]

事務局(川口管財総括第一課長) 事務局の川口でございます。よろしくお願いいたします。それでは、会議成立のご報告をさせていただきます。

本審議会は、13名の委員で構成されております。本日は10名の委員にご出席いただいております。

これは、国有財産法施行令第6条の8第1項の規定で定められた「委員の半数以上の出席」という会議の成立要件を満たしておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

【2. 財務局長挨拶】

松田会長 ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、その前に、四国財務局長さんからご挨拶をお願いしたいと思います。

余島四国財務局長 四国財務局長の余島でございます。国有財産四国地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様、大変お忙しい中、当審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また、松田会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、日頃から、国有財産行政はもとより財務行政、金融行政全般にわたりまして、格別のご理解、ご協力を賜っております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会におきましては、先日、松田会長に諮問した事項1件について、ご審議いただきたいと存じます。

加えまして、「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議における意見の概要等」につきましてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、四国地域における最近の国有財産の動きについてお話しさせて

いただきますが、ここ高松におきましては、JR高松駅のすぐ横に高松サンポート合同庁舎の2棟目である南館が完成間近となっております。現在、内装工事が行われているところでございまして、各機関の入居は11月頃から順次開始される予定でございます。

1棟目の北館は、平成18年11月に完成いたしまして国の機関6官署がすでに業務を行っておりますけれども、南館が完成し、さらに14官署が入居しますと、合計で20の国の機関が1か所に集約されることになります。

この庁舎整備によりまして、利用者の利便向上が図られますことはもとより、四国地域全域をカバーする防災拠点としての機能発揮が大いに期待されているところでございまして、また、各機関の連携によりまして四国地域の社会、経済の発展にも寄与するものと期待しております。

以上、最近の動きの一端をお話しさせていただきました。申し上げるまでもなく、国有財産は国民共有の貴重な財産でございますので、引き続き財政貢献と有効活用のバランスを保ちつつ、地域社会のニーズを的確に捉えて地域に貢献することが求められております。

そのため、当審議会の果たす役割は極めて大きなものがございますので、今後とも各界でご活躍の皆さまから忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、国有財産行政に活かしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、審議方、よろしくお願いいたします。

【3. 議事(諮問事項)】

松田会長 それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

本日の審議会は、諮問事項1件と、報告事項が1件ございます。まず、事務局から諮問事項の説明をお願いいたします。

川上管財部長 管財部長の川上でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。

それでは、諮問事項でございます「徳島県徳島市に所在する国有地と徳島県有地を交換することについて」ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

前方のスクリーン、またはお手元の資料をご覧くださいと思います。

本件は、国有地と徳島県有地の交換案件であり、当審議会において、かねて了解いただいている案件でございます。ご存知ない方もいらっしゃると思いますので、これまでの経緯を簡単に申し上げます。

1ページをご覧ください。今から2年前、平成27年6月、徳島県知事が徳島地裁跡地に徳島東警察署を移転させる意向を表明したことを受けまして、当局は、平成27年9月の第75回国有財産四国地方審議会において、本件についてご説明いたしました。当時は、当局が裁判所から土地の引継を受けておらず、交換受渡数量も確定していないなど、審議会に諮問する条件は整っておりませんでした。徳島県としては、事業の緊急性等から、今後の事務を進めていくうえで当局の対応方針を早期に了知したいとしていたことから、審議会委員の皆様方にご意見をいただきました。

熊井委員から、4,000㎡の土地が庁舎の建て替えで生じたことについてのご質問、

「徳島東警察署の整備の在り方に係る有識者会議」メンバーでおられました近藤委員から、「県はその会議での意見等を参考にして新しい警察署を設置する」、との県の考え方の説明、また、「県民としては、ここに移転してもらおうと価値があると思う」、とのご意見、真田委員から、「裁判所の余剰地を県に活用していただくことに関しては異存ないが、交換受地が県有地を分割することになると競争入札になる可能性が高いので、あまり賛成ではない」といったご意見等をいただいた後、交換事務を進めることについて、審議会としてご了解をいただいたものであります。

昨年、平成28年11月の前回、第76回審議会開催時点においては、まだ諮問できる状況に至っていない状況をご報告いたしましたが、徳島県は、当審議会のご了解を得て、PFI導入に向けた調査やPFI事業を着実に推進するためのコンサルタントへの委託事業を実施しております。

今般、本件国有地について、裁判所から当局への引継を完了し、徳島県から交換申請書が提出され、審議会で審議する条件が整いましたことから、正式に諮問させていただくものであります。

では、2ページをご覧ください。

国有地は、旧徳島地方裁判所敷地であり、「所管・会計名」は財務省所管一般会計であります。

「交換相手方」は徳島県であります。

「処理区分」は交換でありまして、徳島県徳島市に所在する国有地、旧徳島地方裁判所敷地と徳島県有地、旧徳島県立聾学校敷地を交換するものであります。なお、交換時期は今年度中を予定しております。

交換渡財産の面積は4,025㎡であり、交換先である徳島県の利用計画は、徳島東警察署の建て替え敷地であります。なお、立木竹19本とありますのは、桜10本のほか、蘇鉄や椿等の樹木であります。また、工作物一式とありますのは、門や囲障等であります。

一方、交換受財産であります徳島県有地の面積は6,670㎡であり、国の利用計画は未定であります。なお、工作物一式とありますのは、門や囲障等であります。

なお、交換の適用法令は、国有財産特別措置法第9条第1項、第3項、同法第10条であります。これまで、土地のみの交換を想定していたことから、適用法令を国有財産法第27条とご説明しておりましたが、交換物件が確定いたしまして、工作物等が対象財産に含まれることとなったことを踏まえ、国有財産特別措置法に基づく交換に変更いたしました。

このほか、「契約方式」は随意契約であります。「用途指定」については、通達において「交換に係る渡財産を交換契約の相手方に売払い等するものとした場合において用途指定を要しないものは、交換においても用途指定を要しない」旨を定めております。通達上、「地方公共団体に時価売払いする場合は用途指定を要しない」とこととされており、本件の相手方である徳島県は地方公共団体ですので、時価評価により交換する本件についても用途指定を付しておりません。

3ページをご覧ください。

国有財産の交換につきましては、国有財産特別措置法第9条第1項、第3項、同法第

10条の規定によりまして、五つの要件が定められています。

順番に申し上げますと、

1、国有財産は普通財産であること。普通財産とは、特定の行政目的に供されていない財産のことです。

2、国有財産特別措置法第9条第1項では、「土地対土地及び建物」などの異種、異なる種類の財産相互間での交換も認められています。

3、国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するために必要なものであること。

4、財産価値の差額が、高価なものの4分の1を超えないこと。

5、差額が生じた場合には金銭で補うこと。これは国有財産法第27条第2項で定める要件ですが、国有財産特別措置法第10条において当該条文を準用しております。

交換には以上の要件が求められており、本件については現時点において、1から3の要件を満たしておりますが、4と5の要件につきましては、今後の鑑定評価等を経まして要件の適合が判明いたします。

なお、参考までに相続税路線価で単純に計算いたしますと、旧徳島地方裁判所敷地の正面路線価175,000円に、面積4,025㎡を掛けますと約7億円となります。一方、旧徳島県立聾学校敷地の正面路線価89,000円に、面積6,670㎡を掛けますと約6億円となり、両財産の差額は高価なものの4分の1以内に収まっております。

次に4ページの位置図をご覧ください。

赤枠で「交換(渡)財産」と表示しておりますのは、本件国有地であります。位置関係について申し上げますと、JR徳島駅の南東約0.7km、徳島県庁の北約0.6kmのところに位置しております。

また、国有地から更に北0.5kmの助任川沿いに、受財産である旧徳島県立聾学校敷地が位置しています。この図面でお判りになると思いますが、国有地は、徳島市の中心地に位置しております。

次に5ページが案内図であります。

位置関係等については、今申し上げたとおりですが、本件国有地は、赤枠中に赤色で着色した箇所です。国有地の南約0.3kmのところに、現在の徳島東警察署が位置しております。一方、旧徳島県立聾学校敷地は、黄色枠で示されており、この中の黄色で着色された箇所が交換に供される県有地であります。

国有地の近隣には多くの官公庁が立地しているほか、徳島中央公園等もあります。また、徳島大学、県立城東高等学校、鳴門教育大学付属小学校といった複数の学校が立地する文教エリアでもあります。

次に6ページをご覧ください。

交換により渡す財産の概要について説明いたします。

まず、「財産の取得原因及びその日付」につきましては、平成29年5月8日に徳島地方裁判所から普通財産として引継ぎを受けたところであります。

「沿革」につきましては、徳島地方裁判所の旧庁舎敷地の一部であり、同庁舎の建て替えに伴い生じた余剰地4,025㎡であります。

「位置及び環境」につきましては、JR徳島駅の南東約0.7km、徳島県庁の北約0.6

kmに位置しており、徳島市の中心地に位置しております。また、国道11号線と国道192号線が交わる徳島本町交差点に面しており、交通アクセスは非常に良いところであります。

次に環境につきましては、用途地域は、商業地域、建ぺい率80%、容積率600%であり、周辺には徳島地方検察庁や徳島市役所等の官公庁のほか、商業ビル、事務所等が多数立地している地域であります。

「利用計画」につきましては、徳島県が、徳島東警察署の建て替え用地として使用する予定であります。

次に7ページをご覧ください。

新営の徳島地方裁判所と交換渡財産の現況平面図です。赤色で塗り潰されているところが、交換渡財産4,025㎡であり、裁判所所有地から分筆され、現在は財務省名義で登記されています。当該土地は裁判所側を除く三方を国道や市道と接しており、交通アクセスが非常に良い土地であります。具体的に申し上げます、北側、東側を国道と、西側を市道と接しております。

8ページをご覧ください。

交換により受ける財産の概要等について説明させていただきます。

「財産の取得原因及びその日付」につきましては、昭和50年7月1日に土地区画整理法の換地処分として取得された財産であります。

「沿革」につきましては、本財産は、平成26年3月末まで徳島県立聾学校敷地として使用されていましたが、同年4月1日に同校が別地に移転したため、現在、更地となっている普通財産であります。

「位置及び環境」につきましては、本財産は、JR徳島駅の東約0.8km、徳島県庁の北約1.0kmに位置しています。また、国道11号線から東に約50m進んだ先に位置しており、交通アクセスは良いところであります。

用途地域は、第一種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%であり、周辺は共同住宅や戸建住宅等が多い地域であります。

また、助任川沿岸に位置する本財産は、徳島市景観計画に定める「ひょうたん島沿岸周辺」地域に当たります。建築物の新築等を行う場合には、徳島市への届出が必要となりますが、当該地域は、意匠・形態、色彩、緑化などについて景観形成基準を定め、周辺景観との調和などを目的とした緩やかな規制誘導を行っているものであります。

「利用計画等」につきましては、現在のところ利用計画は定まっておりますが、国が交換取得する県有地は、残る聾学校跡地と隣接するほか、徳島市の都市公園と近隣の位置関係になることから、地域の国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」の観点からの活用を優先的に検討してまいりたいと考えております。

次に9ページをご覧ください。

ここに表示しておりますのは、旧徳島県立聾学校敷地を示した公図、地図に準ずる図面でありまして、現況は更地となっています。黄色に塗り潰されているところが、交換により国が受ける県有地6,670㎡を示しています。当該土地の北側、東側が助任川に接しており、建物を建てる場合には斜線制限の制約を受けないほか、景観も非常に良い土地であります。

次に10ページをご覧ください。

「徳島県における交換の必要性」を上段に、また、「県有地との交換についての国の評価等」について下段に記載しています。

徳島県における必要性から申し上げますと、徳島東警察署庁舎は昭和46年に建築されており、老朽、狭隘化が著しいほか、耐震性も十分でなく、南海トラフ巨大地震発生時の災害応急対策活動にも支障を来す恐れがあります。

しかしながら、現敷地の形状が不整形で有効に使用できないことに加え、現状、多数の被留置者を抱えているなど、24時間稼働する警察機能を維持しつつ建て替えを行う必要があるため、現地での建て替えは困難であると聞いております。

こうした中、旧徳島地方裁判所敷地は、事件、事故の多い中心街や主要幹線道路に近く、事件等に迅速・的確に対応できるほか、検察庁、徳島市役所等の官公庁と緊密に連携できる位置にあります。また、同敷地は、南海トラフ巨大地震発生時に、倒壊や津波被害等の危険性が相対的に低いと考えられているほか、緊急輸送路となる幹線道路に面していることなどから、徳島県では、徳島東警察署の建て替え用地として求められる条件を満たしている旨、判断したと聞いております。

また、徳島県は、これまで財政負担を極力抑制しつつ、財政構造改革に取り組んできており、こうした中、新たに多額の支出を伴う用地購入の予算確保は困難である、と聞いております。

徳島県は、以上の理由から県有地との交換という形で国有地を取得したいとしており、国といたしましても、諸事情を含め、その内容は国公有財産の最適利用の観点からも妥当なものと認められます。

次に、県有地との交換についての国の評価等について申し上げますと、徳島地方裁判所庁舎の建て替えに伴い生じた余剰国有地を活用し、県有施設の建て替えを進め、治安対策、災害対策上の機能強化を図るものであり、地域の国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」の考え方に合致しております。

また、本交換により、徳島東警察署が徳島地方裁判所に隣接し、徳島地方検察庁とも至近距離に位置することになります。さらに、徳島県庁や徳島市役所からも近く、これら行政機関を含む各機関相互の連携が期待できます。

このほか、先程申し上げましたとおり、国が交換取得する県有地は、隣接の県有地や市有地との一体利用等により国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」が期待できます。また、徳島県が所有している未利用財産では、最も徳島市中心部に所在している優良財産であることから、一般競争入札の対象とした場合にも、共同住宅や戸建て住宅等の敷地として需要が見込まれ、処分は可能と見込まれる財産であります。

次に11ページをご覧ください。

徳島東署施設整備等事業の概要を示しております。

本事業の目的は、新たな防災拠点の整備であり、大規模災害発生時には、徳島県庁及び警察本部の代替施設として機能するものです。

また、警察署が本県交通の要衝に建設されることによりまして、徳島市の治安維持に資するものと期待されております。

なお、本事業は、財政負担の縮減のため、PFIを導入することとしておりますが、PFI

による警察署単独整備事業は、全国初であると聞いております。

事業スケジュールとしましては、徳島県は、PFI導入可能性調査等を終了して、今年中に基本協定を締結する予定となっており、設計・建設工事を行って、平成33年3月に供用開始の予定と聞いております。

なお、事業規模としましては、債務負担行為設定額として90億円を予定しておりますが、これは、スケジュールにおける平成29年度の基本協定の締結後、平成48年3月の維持管理・運營業務終了までの支出予定額を計上しております。

平成29年度当初予算額として76,557千円を計上しており、この内訳としまして、PFIアドバイザー事業に16百万円、埋蔵文化財調査に60百万円を計上しております。

このように、予算措置が講じられているほか、計画的に事業を進めていることなどから、事業の実現可能性は非常に高いものと考えております。

当局の処分方針案としましては、「県における事業の必要性・緊急性」及び「事業の実現可能性」が認められ、本交換における東署建設事業が、地域の国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」の考え方にも合致しているほか、国が交換取得する県有地につきましても、隣接の県有地や市有地との一体利用等により、国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」が期待できることなどから、旧徳島地方裁判所敷地と旧徳島県立聾学校敷地と交換することに問題はないと考えております。

以上、概要説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

松田会長 どうもありがとうございました。今回は、審議事項につきまして質疑応答に入る前に、私からお伝えすることがございます。

今、私の手元でございますが、当審議会あてに「徳島東署問題を考える県民の会」という団体の代表者から、「諮問事項に反対であり、承認しないよう求める」旨の「申入書」が5月25日木曜日に事務局に届いております。これをご紹介します。ただ、この申入者は、当然であります、当審議会の委員ではございませんので、内容の紹介は致しませんが、私の手元に「申入書」がございますので、内容の確認をご希望される委員には回覧をしたいと思います。閲覧ご希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

〔稲田委員が挙手〕

はい、それでは稲田委員の方へ回してください。

〔事務局が申出書を稲田委員に回付〕

本文と添付資料となっております。他、よろしいでしょうか。

それでは稲田委員がご閲覧中ではございますが、審議を進めたいと思います。

諮問事項につきましてご意見ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

稲田委員 資料を委員の方々に参考資料として配付させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

松田会長 はい、確認させてください。

〔事務局が稲田委員から資料(出席者人数分)を受領し、松田会長に回付〕

これは稲田委員が直接お作りになったものではない、という理解でよろしいですか。

稲田委員 はい、徳島弁護士会のホームページに掲載されているものです。

松田会長 二点目ですが、配付の目的は今日ご出席の他の委員の理解を深めるための

資料だという理解でよろしゅうございますか。

稲田委員 はい、結構です。

松田会長 公表済みの資料だと思ってよろしいわけですね。

稲田委員 そうです。

松田会長 それでは、私といたしましては、稲田委員のご発言を補足するため、配付を認めたと思います。お願いします。

〔事務局が松田会長から資料(出席者人数分)を受領し、各委員に配付〕

それではお手元に資料が回ったと思いますので、稲田委員、どうぞ説明をお願いいたします。

稲田委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

配付させていただきました資料ですが、「会長声明」につきましては、徳島弁護士会の会長が出した会長声明でございます。

二点目の「申入書」につきましても、これも徳島弁護士会のホームページで閲覧のできる資料でございます。

それから三点目の「パンフレット」につきましても、これも徳島弁護士会のホームページで閲覧できるものであります。

それから残りが新聞記事ということになっております。

私も最近、徳島弁護士会さんがこの問題に対して反対されているということを耳にしまして、それから少し学んできた次第でございます。

論点は大きく三つありまして、まず一点目が、警察署と裁判所が隣接することということで、裁判所の公正・中立性に影響をするのではないかとということでございます。

二点目は警察署の敷地が非常に狭いということが問題で移転を考えられているのに、さらに現在の敷地よりも狭い敷地に移動することになるということでありまして。

三点目は桜の木が伐採をされるのではないかと問題になります。

まず一点目ですが、警察の役割というのは、公共の秩序や安全を守ることにあるはずけれども、その中で、必然的に市民の人権を侵害するという危険をはらんでおります。その行き過ぎを防止するというのが裁判所の役割でありまして、例えば、搜索押収といったことに関しては、裁判所の発行する令状が必要となってきますし、また、被疑者を逮捕する、あるいは被疑者を勾留することにつきましては、裁判所が令状を発行することが必要になります。そういったことから、裁判所と警察というものは、一定の緊張関係を保っていなければならないということがございます。このように一定の緊張関係にある機関が、外見上一体となったように見えるというのはどうなのか、ということを危惧されております。

私も、今まで何回かこの問題のご説明を受けてきたんですけれども、知らなかったこととしては、この敷地が一体となっているというか、道路を挟むというわけでもなく、一つの敷地の中に警察署が設置されることが問題だということを、写真などを見て認識した次第でございます。

例えば、より具体的なことを申しますと、逮捕された被疑者は、勾留請求を受けまして、勾留質問を受けるために、裁判官の前に連れていかれます。で、裁判官が、その勾留が適当かどうかを判断するわけですが、通常は、警察署から、別の建物である裁

判所に移動するわけですが、建物が一体となっているということになると、被疑者の意識としては、同じ建物内を移動しているような感覚になりますので、必要な主張をきちんと被疑者が裁判官に対してできるかどうか、という懸念があります。

被疑者が、警察と裁判所が同じ組織というふうに、意識として誤解するのではないかとということです。この公正・中立さという面に関しては、一般の市民の方の声としても、同じ敷地に裁判所と警察が建っていたら、やはり一体のものではないかと、裏でつながっているのではないかとというふうに見えるという意見があると聞いています。

それから問題点の二つ目ですけれども、これは「申入書」の中の4ページ目の「第4問題点その3」というところに詳しく記載されております。簡単に申しますと、警察署が移転するという点に関しては、古くから検討されていたようですが、警察の部内でアンケート調査を行ったところ、もっとも求められることとして、現庁舎が狭隘化しているのではないかと、あるいは、緊急車両の出動困難、駐車場の慢性的な不足、来庁者の待合場所の不足、が挙げられたということです。そして、その問題を解決するために、新たな警察署の整備が図られるべきとされて、その新庁舎は、必要床面積を約8,750㎡とする、それに加えて十分な防災スペースを必要とするというようなことが検討されています。

ところが、現在5,001㎡の敷地であるにもかかわらず、これが4,000㎡のところに移転するというのは、その趣旨に反するのではないかとということになります。必要面積や駐車場の確保ということについては、高層化によるという計画かもしれません。しかしながら、基本構想、これは警察署の整備の基本構想ですけれども、徳島市の景観の計画に沿って、周辺環境へ調和したデザインにするとしていると。そうすると、高層化にも限度があるのではないかと、ということです。

それから、第三点目の大きな問題としまして、桜の木の問題があります。私も現地を充分把握できておりませんが、現在の裁判所敷地の北西の隅に桜の木があると、非常に銘木とされている桜の木があるということにして、それが切り倒されるのではないかと、ということです。

この敷地の桜については、徳島県内の有志が活動しまして、一回切り倒されそうになったものが保存された、という経緯があるようでございます。

警察署が移転してくるということになりますと、この桜の木をやはり切り倒して建設をする、ということになるのではないかと、という問題があります。

こういった問題がありまして、「反対」という声が、徳島の弁護士会あるいは徳島の市民の方の中であるということに耳にしまして、これは、多数問題がありますので、慎重な審議が必要かなと思ひまして、意見を述べさせていただいた次第です。

ありがとうございます。

松田会長 はい、ありがとうございます。ただいま稲田委員から諮問に対するご意見がございましたが、これを踏まえて事務局の方から補足説明はございますでしょうか。

事務局(川口管財総括第一課長) 事務局から、今の稲田委員の資料、説明につきまして補足させていただきたいと思ひます。

ご意見ありがとうございました。

最初に、四国財務局の所掌事務につきまして、改めてご説明させていただきます。

四国財務局におきましては、国有財産の管理処分事務を所掌する立場として、徳島県から提出されました交換申請書に基づきまして、徳島県を交換契約相手方として随意契約を行うことが適当か否かを審査しております。審査に当たりましては、国有財産取得に係る徳島県の事業の必要性、緊急性、実現性、妥当性等の観点から審査を行いました。このことにつきましては、先ほど管財部長から説明した通りでございます。そのように審査を行いまして、国有財産の処分の契約相手方として適当か否かを審査しております。なお、これらの審査に当たりましては、県から提出された交換申請書の内容に基づいて、会計法令および国有財産関係法令に基づいて、申請通り交換を行うことが適当か否かについて審査を行っているわけでございます。交換申請に至る徳島県内部の意思決定についてまで立ち入って審査しているものではない、ということをご説明させていただきます。只今の委員のご意見の大部分は、徳島県が決定した事業計画に関するご意見というふうにお聞きいたしました。これらにつきましては、基本的には徳島県自らが答えるべきものと考えている次第です。この点、ご理解いただければ幸いと存じます。

このご理解をいただいたうえで、三点について、当局からお答えできる範囲で説明させていただきます。

まず一点目の「裁判所と警察署の庁舎が一体のような外見になるので、裁判所の中立・公正さに疑念を持たれる可能性がある」とのご意見についてでございます。まず、ご意見の前提となっております、裁判所と警察署の建物が同じ土地の中に一体のような外観を呈する、という部分についてでございますけれども、今、現地の写真を映しておりますけれども、これは裁判所側の塀でございます。裁判所用地が右側でございます。この土地につきましては、外観的には塀が作られまして明確に区別されている状況でございます。

それとさきほど、二つの土地に分割したという話がありましたけれども、もともとは裁判所敷地として、登記簿上も一筆の土地でございました。平成28年2月4日に分筆がなされまして、ちょうど今の塀の部分が土地の境界になりますけれども、裁判所側の土地、それと左側が財務省が引き継いだ土地ということで、登記簿上も二つの土地となっております。したがって、左側の土地が徳島県の所有になりましても、裁判所の土地の所有権にはなんら影響を与えるという状況にはございません。

さらに徳島県から聞いている話でございますけれども、徳島県が現在の余剰地を取得しまして警察署庁舎を整備する際には、徳島県側の境界線にも塀をつくって、警察署と裁判所が同一視されることがないように庁舎整備を行う予定であると県議会等でも答弁しているというふうにお聞きしております。今、映っておりますのが、新しい裁判所庁舎がこういうふうに立地しているという状況でございます。上側の赤い部分が裁判所の余剰地、財務省の土地でございます。これが、県が交換取得したいと言っている土地でございます。一点目は以上でございます。

二点目でございますけれども、この余剰地は4,000㎡でございますので、現東警察署の敷地約5,000㎡より狭くなるという部分につきましては、ご指摘の通りかと思えます。これにつきましては、徳島県の説明でございますけれども、敷地の選定に当たりましては、部内アンケートや提言に基づいて、治安防災機能が最大限発揮できる場所であること等を審査したうえで決定したと聞いております。敷地が狭くなることにつきましては、四国各

県の同規模の警察署で見ますと、3,000～6,000㎡であると説明を受けております。6,000㎡よりは狭いわけですが、3,000㎡でも十分機能できると聞いております。徳島県としましては、庁舎の高層化等を図ることにより十分対応可能な広さであると聞いております。また、駐車場や緊急車両の面につきましても、現庁舎敷地の一部を使うことによって緊急車両の出動等の活動には支障がないように考えたい、と言っております。

三点目の裁判所の中の桜、非常に親しまれているということで、これがどうなるかというご心配の声があると聞いております。これにつきましても、そういう声があることを当方でも承知しております。実際、立木竹もさきほどの交換契約に入りますので、桜の木も含めて交換契約になり、徳島県に所有権が移ることになります。したがって、その所有権が移った後につきましても、徳島県において取扱いが決定されることになります。徳島県としましては、現在のところ、すべての桜を現地保存する方針であると聞いております。何れにしましても、所有権が移った後につきましても徳島県が対応することになりますので、徳島県が県民の声を受け止めながら、警察署の庁舎整備を図ることになろうかと考えております。すみません、ちょっと駆け足になりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

松田会長 はい、ありがとうございました。今、事務局からも補足説明がございましたが、これまでの議論につきまして、ご意見あるいは他のご意見等ございましたら、ぜひお願いいたします。

稲田委員さんは、補足ございますか。

稲田委員 はい、この審議会の役割というのがわからなくなるところもあるのですが、先ほど「質問の大部分については県がお答えになることである」、とおっしゃられたわけですが、そもそも国有財産をどのように適正に処分するのか、ということが問題になっていて、その中で「交換の相手方に土地をどのように使われるようになるのか」ということについては、議論の対象にそもそもならないのか、どういう意味で対象になるのか、というところを、もう少しお願いしたいと思うのですが。

松田会長 はい、事務局お願いします。

事務局(川口管財総括第一課長) 事務局でございます。今ご指摘の通り、目的があってそこに処分してよろしいか、ということでございますので、目的につきましても当然審議の対象になっております。ということでございますけれども、先ほど説明しましたようにあくまでも主体者が決定する内容につきましては、責任ある立場は、今回でいきますと徳島県でございますので、徳島県がその敷地の選定や使い方等を決定しております。その決定したことを受けて、当局に交換申請書が提出されたわけでございますけれども、我々は、その申請された内容が会計法令とか国有財産法令にしたがって処分することができるかどうか、適当か否かということについて審査しております。ちょっとややこしいですが、我々は決定には関与していない、決定された事柄が妥当かどうか、ということ審査しているという立場かなと思います。

槇田委員 この桜の木はなんですか。ソメイヨシノですか？ソメイヨシノは寿命がだいたい60年なんですよ。みなさんね、結構守ると話してますけど、だいたい60年。だから今、新しいソメイヨシノというのはいないんです。苗木はもう作ってないんです。病気に弱いんです。

ぬんで、今は新しい同じ時期に咲く桜に全部植え替えていくという状況になっているんですよ。だから桜には、あんまりこだわられないほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

森本委員 この桜の問題とかですね、ひょうたん島の景観の話も含めて、徳島で都市計画とかPFIの手法なんかを研究している立場で今回のことも見てきたんですけども、確かに、ここに警察を建てる時にどういうものを建てるのか、というのはとっても難しい問題で、そこは本当に県に頑張ってもらって検討していただかないと、ご指摘されるような、国民からさまざまな思い込みであったりとか誤解を受けたりするんですけども、それは、あくまで建築物とか建物をどう建てるか、設計思想をどこに持ってくるかの問題で、場所の手続きに関しては特に私は問題があるとは思ってなくて、桜の木の話も、桜の寿命以外の問題でも、これも建築物の建て方だと思います。上からの写真を見せてもらって、かなり難しい設計になるな、というのは思いましたが、実はPFIのアドバイザー、大学の先生方とか、それから入ってらっしゃるPFIの事業者の方々もよくうちの研究室にいらしてます。建築の設計は別のところがするんでしょうけども、仕様関係はかなり専門の方々が入ってますんで、交通の問題とかですね、建物を一体化して見えないような、相当配慮をして検討されているんじゃないかなと思います。そこはこちらの徳島県の所管の問題ですし、こういう意見があるということを議事録に残すことはできたとしても、だからと言って、手続きとして承認しないのかとか、それを止められるだけの要因になるのか、ということに関して、少し私は疑問に感じます。

稲田委員 今、敷地が非常に狭いという問題があるわけですけども、そこは適切に建築によって解消できる、というご意見なんですね。

森本委員 そうですね。そうだと思います。

稲田委員 先ほど広さについて、3,000～6,000㎡ということでおっしゃられたんですけども、それも結局、どこの警察署なのかということ、あるいは期待されている役割によって広さの概念というのが変わってくるのかな、と考えてます。取扱いの事件件数とかもどの警察なのかということによってかなり違ってくるのかなと、そのうえで狭いということが言われているのかな、というふうに認識をしています。

松田会長 今の3,000～6,000㎡の話というのは、四国の警察ですか。東京の警察と比べたって意味がない。

事務局(川口管財総括第一課長) そうです。四国各県で同規模の警察署です。

稲田委員 多分、市の中心部にある警察なのか、郡部にある方の警察署なのかとか、その辺によっても、全然必要される広さが違ってくる。

槇田委員 高松市も昔、北警察署の横に家庭裁判所がありましたよね？隣接してましたよね、確か。

稲田委員 家庭裁判所はそうなんです。実は、甲府の裁判所というのも警察と裁判所が一体となってあるわけですけども、それは、戦前からという経緯が一つあるようですし、家庭裁判所というのはあまり対立関係ないんですね。やはり、地方裁判所と警察っていうのが、対立関係があるんです。

大森委員 高松には地方裁判所もありました。ですから、高松北署と高松地裁と高松家裁です。

佐伯委員 もう一度事務局に確認したいんですけど、ここで審議することについては、交換先の使用の状況が適正かどうかということも審議の対象になるということですか。ご指摘があった件について今意見が交わされているんですけども、その妥当性も審議の対象になるのか、明確にしていいただいたら、今問題提起されたことについて私の意見を申し上げます。

事務局(川口管財総括第一課長) はい、わかりました。先ほど管財部長から説明しましたように、交換ができる要件としましては、地方公共団体であるということが条件になっております。

さらには公用・公共用に使うということになっておりますので、今回、警察署になりましたけど、警察署でなく他の事業であっても多分、同じような結論になると思います。警察署も公用目的でございますので、そこは交換できる相手方として、交換できる内容としてどうかというのは、審査の対象となるということでございます。

ただし、今回は徳島県が東警察署の建て替え敷地として申請しておりますけども、そのことについて決定した事柄、適地が別にあるのではないかとかですね、そういう審査をこちらがやっているわけではございません。国有地を東警察署の建て替え敷地として使いたいと申請がありました。それが、今言いましたように交換の条件に当たるかどうか、目的が公用でいいかどうか、というような審査をしております。それは申請書に基づきまして、ヒアリングして確認をしているということでございます。それが適当かどうか、会計法令でいきますと、誰でも買える土地は一般入札が原則でございますけども、地方公共団体が必要な場合は随意契約ができるという規定でございまして、その条件は、先ほど申しあげましたように公用で使うという場合でございまして、その内容を審査しております。ただし、その選定に立った県内の決定についてまで関与しておりませんので、どう効率的に使うということについては、聞いておりますけども、それが最適かどうかについては、審査の対象ではございません。財務局は、国有財産を処分する立場としましては、国有財産法令、会計法令に基づいて適しているかどうかを審査しているという点でございまして、ちょっとややこしいですけど、そういうことです。

佐伯委員 さっき三つご指摘があったんですけども、二つ目の狭いのではないかとかですね、桜の木がどうのつていうのは、徳島県の方で取得をされた後にご判断されることであって、三つ目の話で、事務局からご説明があったように、所有権が移った後で市民の皆様方のご意見を伺ってそれを適切に対処されるはずですので、二番目と三番目については、取得をされた徳島県の判断で対応できると私は思います。で、一点目の、もう一度聞きますけども、地理的に近くにあり、公正性であるとか中立性に疑義が生じるということに関して、この場で検討することですか、どうですか。

事務局(川口管財総括第一課長) それは、この場で審査される内容ではないと思います。国有財産関係法令でもそういう審査をするようにはなっておりません。

佐伯委員 はい、では、私の方ではコメントを差し控えたいと思います。

松田会長 この際、ぜひいろいろとご発言いただきたいと思います。

熊井委員 すみません、全国にもう一つあるんですか、裁判所と警察署が隣接している場合ってというのは。それはまれなんですか。

稲田委員 そうですね、徳島の弁護士会さんが調査されたことによりますと、甲府である

と。

熊井委員 それによってですね、要するに、警察と裁判所が横にあってですね、一般の人が、それは独立性に懸念があるというように思うか。私は、個人的にはそういう懸念を感じないんですけども。便利じゃないかと逆に思ってしまう。それは、個人、個人違うと思うんですけども、それによって大きな問題が出てくるんですかね。

稲田委員 そうですね、私も刑事弁護というのをよくやっておりますけれども、警察が被疑者を逮捕し、そして勾留をしないようにということで、裁判所に対してかなり申し入れをすることがあります。やはり、身柄の勾留、あるいは令状発布、搜索押収令状とか、そういう面に関しましては、大きな対立関係があるんです。だから一般の市民の、全く捕まったことがないという方々からしますと、警察というのは市民の安全を守ってくれるところだと、裁判所と一体であっても別に便利でいいだろうというふうにはしか認識をされないかもしれないけれども、被疑者、被告人の立場からしますと、対立関係にあるということとは言えると思います。

熊井委員 わかりました。もう一つ、面積が5,000㎡から4,000㎡に少なくなると、ただ容積率が600%ですか、相当ありますので、今建っている裁判所は階層が相当あったみたいなので、それと同じような階層を建てれば、床面積の問題は、そう大きな問題ではないような気がするんです。それと桜についても、保護するのはそんなに大きな問題ではなくて、この桜があるから移転できないという問題があるのかな、という感じがするんですけど。私は大きな問題があるようには思えなかったんで、意見として言いますけれども。

植田委員 あの、おっしゃる意味、すごくよくわかります。保存会としてはね、そういうコメントが出る。必ず出る問題ですからね、普段でも、色々出てくる問題ですから、それはもう立場から言ったら、それは十分わかるんですけど、徳島県が前面に出てくると思うんですけどね。

松田会長 今日はたっぷり時間をかけようと思っておりますので、遠慮なくお願いします。

稲田委員 やはりこの審議会の役割っていうのが、どこまで議論されるべきなのかというのがなかなか難しいところだな、と思います。この徳島の弁護士会さんの懸念というのは、非常によく私もわかるんですが、この審議会としてですね、交換制度の概要という資料をいただいていますけれども、この公共の事業に要するために必要があるというようになところにかかわってくると思うんですが、公共の事業に供していれば、それはそれでよろしいのかどうか、その使い道の詳細については、どこまでが議論の対象になって、どこまでが議論の対象にならないのかというのは非常に難しい、いまいち明確じゃないと思うんですが、如何なんでしょうね。今の時点である程度、具体的にこういう風に使いますよということが明らかになっている状態で、ではそのために交換するのがいいのか、ということについても議論になるのか。

松田会長 今まで審議した中身で、私の理解を申しあげると、使用目的は議論の対象にはなると思います。今までもしてきていると思います。ただ、その詳細な設計については、それはもう相手方の権限の範疇で、そこには我々は立ち入れないんじゃないかなという気がします。ですから、出てきた図面で、例えば今まで交換した図面をいろいろ説明していただいたけど、詳細な図面なんかないですよ。それ、出せないですよ、向こうだっ

てまだ全部決めきれてないわけですから。これぐらいの建物を作ります、これぐらいの規模でやります、ということで目的は何です、というのがありますが、窓が何個あるのかとか、極端に言うと、今の桜の話も、窓が何個あるのかに類する話であると思うんですよ。それは受けた事業主体がきちんと整理して取り組まれるべき事柄ではないかなと。だから、我々が議論するあるいは踏み込める範囲と言っていいのかな、「その使用目的が国有財産の処分に合致しているかどうか」あるいはもっと極端に言えば、「国民の財産を処理するのに不利益を与えていないかどうか」というところの範疇が我々の判断じゃないかな、というふうに私は理解しているんですけど、いかがですか。

事務局(川口管財総括第一課長) 今、会長からご指摘あった通りだと思います。

佐伯委員 そうなると、先ほど使用目的は審議の対象じゃない、今、会長は、使用目的は対象ですと。

松田会長 使用目的というのは、警察という意味ではなくて、公共の目的であるということ。

佐伯委員 だから、公共の目的ですよ、警察だから。そこで議論が終わるんだったら…。

松田会長 私的利用だったら売れるはずなんですよ。売れるけどそのときは公開入札しなさいとなるだけの話。今回が公共だと言っている意味は、随契だからですよ。だから、我々は国有財産が買えるわけです。そのときには公開入札やってくださいということになるはずですよ。規模がちっちゃいとなりませんけどね。

佐伯委員 今は公共か一般かじゃなくて、警察というものに土地を使うというのがどうかということが問われているわけで、それはもう公共なんだけど、そこについて議論の対象かどうか。

松田会長 警察が議論の対象にはならない。ただし、それが公共目的かどうか議論になる。

佐伯委員 だから稲田委員のおっしゃってる事の一つ目の話は議論の対象外ということですよ。そういう整理をしていただけると、議論にならない。

松田会長 公共目的であるということで、公共目的であることを担保にしているのが警察だということだと思えます。

佐伯委員 もし対象になるんだったら、私は意見を申し上げますけれど、対象にならないということなので意見を申しあげません。

稲田委員 公共の目的かどうか、ということと言われると、それは公共の目的なんでしょうね、というふうになってしまうんですね。じゃあそれが公共の目的っていうのが警察ということに関しても、審議の対象になるのかどうかと。

佐伯委員 ということを、さっきから私がずっと言ってる。ならないって言ってるから。

稲田委員 そこはならないわけですか。

松田会長 警察はならないと僕も思う。

事務局(川口管財総括第一課長) 国有地を売る場合、交換する場合において、公共事業目的としてどうかという見方をしておりますので、これが警察でなければならないということではないです。徳島県の公共目的であって、必要性が認められれば、それは十分契約相手方として成立すると思います。今回は警察署が老朽化・狭隘化しているという状況がありましたので、建て替えが急務となっているということで、警察が浮上しているわけでございますけども、それが例えば警察以外の庁舎であっても、申請があれば、同じ

ような適格性は有していると思います。今のようなことでよろしいでしょうか。

松田会長 随意契約であるがゆえに相手が公共目的じゃないとだめだよということですよ。だから、この契約をするのに随意契約をやります。よって、公共だよ、という担保が欲しいということで、それでよろしいかというのが諮問内容という理解でよろしいでしょうか。

事務局(川口管財総括第一課長) はい、その理解でよろしいと思います。

佐伯委員 稲田委員は、公共であって、警察署の建設用地として使うことが問題です、とおっしゃってる。警察署であるかどうかというのが審議の対象でないと会長も、今言われたので、私はそれ以上のコメントする必要はないと思います。

松田会長 もしこれが完全に個人あるいは私用目的であれば、これ随意契約できませんよね。当然公開入札になりますね。これ今回、随意契約で渡します。そのときになぜ随意契約なのか、それは相手が個人ではなくてあるいは私企業でもなくて、しかも使用目的が、公共目的であるということが担保されているから随意契約でやりますよと、その公共目的を担保しているのが警察署をつくりますよと、そういう二段構えになっているんじゃないですか、と僕は理解しているんですが。

事務局(川口管財総括第一課長) 例えば、なんでもいいから公共目的なので認めてくださいというわけにはいきません。具体的に公共目的であれば、どういう事業を、どういう必要性があって、国有地を使わなければならないのか、という審査になっておりますので、今回警察署で申請されておりますので、それがあって初めて成立している交換契約だろうと思います。

稲田委員 その目的、内容は討議の対象になるんですね。

佐伯委員 使用目的は議論すべきですって、おっしゃってるんだと思います。

松田会長 あー、そういうことですか。

事務局(川口管財総括第一課長) 目的としては明確になってないといけないんですけども、それが警察署でいいとか悪いとかということではない、ということでございます。

佐伯委員 あえて申し上げますけども、議論の対象かどうかは別にして、公正性であったり、中立性の話があって、それを裁判所が維持しなければならない、一定の緊張感をもって、とおっしゃいました。それが、他の所で事例があるとかないとかということなんですけど、それは裁判所の矜持だと思います。しかも、建物が一体とおっしゃたけど、建物が一体というのは、一緒の建物かなと思って、そうではなくて、こんなに仕切りがきちんとできたところで、単に隣接しているだけですよね。それで警察署が隣にいるから緊張感が保てないとか、中立性を保てないとか、裁判所が思うようであれば、それはその裁判所が矜持がないと私は思います。それは地理的な問題ではなくて、裁判所のしっかりしたお立場を考えて運営されるかどうかの話であって、地理的な問題は全く関係ないと私は思います。あえて言わせていただけるとそういうことになります。

稲田委員 多分、ここに出てこられる方は誤解されるような方々ではないと、裁判所と警察署の違うというのをはっきりわかっていらっしゃる方々ばかりだと思うんですが、一般の市民がどのように外見から見て思うか、という問題であると私は考えています。

槇田委員 やっぱ、先ほど言いましたように、そういう意見が出るから、それはもう、どこかで線引きというか…

松田会長 先ほど申しあげましたように、今日は審議を打ち切るつもりは毛頭ございませんので…はいどうぞ。

佃 委員 どういう物事においても、メリットとデメリットっていうのはつきものだろうと思うんです。そこでデメリットばかりじゃなくて、やっぱりメリットの部分も、大部分がこの部分にはあるかと思うんですけれども、そういう議論も必要ではないのかなと思います。

槇田委員 賛成する人はメリット、反対する人はデメリット…

松田会長 今日は打ち切るつもりは全然ないんですけど、もうよろしいですか、だいだい。ぜひ言ってきたこと、ございません？

事務局(川口管財総括第一課長) すみません、事務局から発言させていただいて恐縮でございますけれども、あくまでも国有財産の管理処分として適当か否かを審査いただいているということでございます。徳島県の事業の中身について審査する場ではございませんということ、繰り返しになりますけれども申しあげたいと思います。

大森委員 ということは、公共性があればなんでもかまわないということなんでしょうが、この審議会では、警察だから云々、という議論はしなくてもいいということですね。

事務局(川口管財総括第一課長) そうですね。それは目的があって初めて申請が成り立ちますけれども、今おっしゃられたように、警察がどうこうという議論ではないと思います。

大森委員 私は佐伯委員と全く同感でございます。ただ、私も長い間警察担当記者をしていたので、被疑者が誤解しやすいとか、不安を煽り立てるっていう意味合いでのご心配は多々あるという稲田委員のおっしゃることもよくわかります。一体化で信用できないというような話につながってくるとは思うのですが、しかし、佐伯委員から同じようにありましたように、裁判所がそばにあらうが離れていようが一緒だと思います。

稲田委員 やはり、逮捕されて、警察の車に乗って移動していくというわけではなくて、同じ敷地内で移動していくというだけだと、やはりそういう懸念があるんじゃないかなと。これはどうしても立場の違いがあるかとは思いますが。

森本委員 だから、ここの門をとっぱらってしまったら、内側から出入りできるようなドアを作ったり、それから逆に、うちの大学病院がやってるんですけど、実は隣に大きな県立病院があって、機能がほとんど同じなのにやり取りがないというのがすごく問題になりまして、中央廊下を繋いでます。そういうようなことをやらずに、物理的に別の建物を建てて、ちゃんと敷地から出してっていう形をとるべきだと思います。

大森委員 そうすべきだと思います。今回の場合は、やっぱりそれはきちっと閉鎖してですね、車できちんと移動するという形は一つのやり方だと思います。

松田会長 他ご意見ございませんか。

佐伯委員 ちょっと質問させてください。全然話が別なんですけど、二点ありまして、まず一点は助任のところのともとの学校の跡地があるじゃないですか。6,670㎡はどこかで切ってますよね。先ほどの部長の話だと、一方が7億円、一方が6億円で差が出ますよね。単純に考えても、6,670㎡という分筆線をもうちょっと下へ引くと、等価交換になるんだけど、この6,670㎡っていうのは、徳島県の方から言ってきているんですか。

川上管財部長 お答え申し上げます。評価額で単純に計算した金額がそういう金額ですけども、今後、評価額は鑑定士を頼みまして評価を正しくやります。それとどこで切ったかというのは、徳島県が「ここで切ります」ということなので私どもの方で「こっちへちょっと

寄せた方がいいんじゃないの」というような話はできません。

佐伯委員 わかりました。それと何か所か、「地域の国有財産の最適利用、エリアマネジメントの考え方」というのが、2か所くらい出てくるんですが、これは助任のところも最終的には国があって、県があって、市があるんですよね。ここの土地利用していくうえで、このエリアマネジメントというのはどういうことをしていくんですか。

森本委員 よろしいですか。この問題とか、徳島市さんの再開発の問題とかはですね、かなり複雑な経緯があって、今、この話が出てきて、国有地、市の土地、県の土地が隣接するんですが、ここは一体的に活用していこうと、学識経験者の検討会なんかができあがっていると思います。徳島市も建て替えなきゃいけない老朽化施設がたくさんあるので、けれども財政的な問題もあるから、市民の合意をどう作っていくかというので、これまで、15～6年か20年くらい議論されてきたことが、ようやく形として見えてきたような経緯がありまして、ここも一体化して活用していこうという話になっていると思います。ずいぶん昔に、市が持っている土地を売るという話になったんですが、そこは景観の問題があって、マンションがそこに建つと、景観がっていう話があって、そこもずいぶん市民の方に反対されて現在に至っている経緯があるので、そこは、市も県も、それから国も入ってもらって、一体の利用をまた別の方で検討されるんだと思います。

佐伯委員 公有地なんだけれど、国と県と市と三つに別れている。バラバラに、俺のものだから、マンション売ってもいいじゃないか、ではなくて一体で一番いい形で使うようにしようね、っていうのがエリアマネジメントですか。了解、ありがとうございます。

川上管財部長 現在、国有財産になってないですけども、現在徳島県や徳島市と連携したり協議会を立ち上げたりするため、徳島市には徳島財務事務所という出先機関がございまして、ここを中心に徳島県や徳島市に発議しまして、今後本地以外の国有地を含めまして、協議会で検討を進めて国有地の最適利用を図っていきたいと考えているところでございます。

熊井委員 取引なんですけども、これは交換になってますよね。原則的には私も賛成なんですけども、これで6億、7億という1億くらいの、これは鑑定評価してみないと金額は出てこないんですけども、ざっと計算しても国の方が損するというような計算になってしまってますね、4分の1以内であれば交換は可能だと、そういう手法はわかるんですけど、交換じゃなくて通常の売払契約としてですね、そういう道もあったのかなという気がするんですけども。交換に至った経緯は、お金がないとかいう話ですけども、現実にはどうなのかなと思います。国有財産の処分に当たってですね、交換にするのか、単独でお金もらった方がいいのか、その辺の判断が。

川上管財部長 はい、今回は徳島県の要望で交換にしてくれ、ということをまず第一に考えまして、その事業が、必要性が高いのか、緊急性があるのか、実現性があるのか、妥当性があるのか等々の観点から審査してまいりまして、まあ妥当であろうというような結論に達したところでございます。で、仮にお金でもらった方がいいのかというと、国は現金でもらえれば一番いいんですけども、相手方にそのお金がないというのが前提にございますので、現在のような形になっております。

事務局(川口管財総括第一課長) 一点補足させていただきます。仮に国有地が7億、県有地が6億ということになりますと、1億の差額があります。それは現金で精算いたしま

すので、均等になるような交換でございます。

松田会長 そのほかありませんでしょうか。

熊井委員 いいですか、もう一点ですね、徳島県の土地なんですけども、助任川横にあつて、津波とか高潮とかそういうリスクがあるような土地に見えるんですけども、その辺の検討もされてるんですか。

事務局(川口管財総括第一課長) 基本的に徳島市は広域的に低い土地でございますので、このひょうたん島の中央部分だけが低いわけではございません。周りの方がもっと低いという状況でございますので、今の裁判所の土地、聾学校跡地ですと、大体1mから2m、3mくらいは、最大津波の時は浸水するであろうと言われております。川の護岸でございますけれども、しっかりとした護岸は作られていると思っておりますので、受土地として問題はなかるうと思っております。

森本委員 この一帯は結構、津波で浸水します。対岸にあるうちの大学も3階くらいまで浸水しますし、大学の敷地内に私、いますけれども、たつぷり浸かる予想を聞いておりますので、この周辺はどうしようもないです。この土地は私の大学よりも1mかもう少し高いと思います。

松田会長 さて、よろしいでしょうか。この際ぜひ、という方おられますか。

それではご意見も出尽くしたと判断していいと思いますので、諮問どおり決定してよろしいか、如何でしょうか。稲田さんよろしいでしょうか。

稲田委員 私は、あの、反対ですが…。

松田会長 それでは今日は反対意見もございますので、あえて決を取らせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

〔稲田委員以外挙手〕

松田会長 はい、賛成多数でございますので、原案諮問案どおり、この場では決定をさせていただきます。なお議論があつたことについては、しかるべく記録をしておいていただきたいと思ひます。ぜひこれはよろしく願ひします。

記録の仕方でございますが、稲田議員が席上配付していただきました資料につきましては、他の委員の理解を助けるものでございまして、第三者の資料等であることを総合的に勘案いたしまして、回収をさせていただきます。そして、議事録には議論があつたこと等はきちんと書かせていただきますが、議事録に載せないことにさせていただきたいと思ひます。

また、「申入書」につきましても、これは当然我々の委員ではございませんので、議事録には掲載はしないという整理をさせていただきたいと思ひます。

議論の中身についてはしっかりと残していただきたいなというふうに出ております。みなさんよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは続きまして事務局から報告事項について説明をお願いいたします。

【4. 議事(報告事項)】

川上管財部長 はい、国有財産の有効活用に関する地方有識者会議における意見の概要等についての報告でございます。

資料1ページをご覧ください。

まず、庁舎等の使用調整について説明させていただきます。国有財産法第7条においては「財務大臣は国有財産の総括をしなければならない」とされているところですが、財務省はこれを受けて、総括大臣の立場として、庁舎の空きスペース等にかかる省庁横断的な入替調整を行い、借受庁舎の解消を図るなど、効率的な使用を推進しております。この省庁横断的な入替調整のことを、「庁舎等の使用調整」とっております。使用調整の例を簡単に表したものが下の図です。また、「庁舎等の使用調整」にかかる手続きの流れを上図で表しておりますが、その中に「財政制度等審議会への付議」という項目があります。

2ページ目をご覧ください。

水色の囲み部分にありますとおり、平成18年の財政制度等審議会の答申を受けて、国が「庁舎等使用調整計画」を策定する場合には、庁舎法に基づき財政制度等審議会の意見を聴いて計画を策定することとなりました。さらに、オレンジ色の囲みにありますとおり、この「庁舎等使用調整計画案」の策定に資するため、財務局において有識者の知見を活用したうえで具体案を検討することが重要とされたところです。このようなことから、都市計画関係者、不動産関係者、地方公共団体関係者等から5人程度をメンバーとする「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」を開催し、有識者の意見を聴くこととしているものでございます。

3ページをご覧ください。

庁舎等使用調整計画と地方有識者会議の関係を示した図になります。左の図をご覧ください。調整対象面積というのは、庁舎の空きスペースのことを指します。この調整対象面積が600㎡以上の場合、「庁舎法に基づく調整」の対象となり、財務局において、地方有識者の意見を聴いた上で、最終的に財務省において財政制度等審議会に付議し、庁舎等使用調整計画を策定することになります。一方で、150㎡以上600㎡未満の場合は、「国有財産法第10条に基づく調整」の対象となり、財務局長が関係官署と調整を行い必要な措置を求めることとなります。なお、このように国有財産法第10条に基づき必要な措置を求める事案についても、必要に応じて地方有識者の意見を聴いた上で調整を行うこととされています。

以上について、地方有識者会議と庁舎等使用調整についての説明になりますが、3ページ右の表に赤字で書いてありますように、地方有識者会議を開催し、意見の聴取を行った場合については、国有財産地方審議会に事後報告を行うこととされております。

当局においては、本年1月30日から2月3日にかけて、調整対象面積が600㎡以上となる「使用調整」にかかる意見の聴取についての地方有識者会議を持ち回りにより開催したことから、今回の地方審議会でも報告させていただくこととしたものです。

それでは、「四国森林管理局庁舎の使用調整計画について」説明いたします。

4ページをご覧ください。

使用調整の概要について説明いたします。高知県高知市に所在する四国森林管理局庁舎について、当局が実施した国有財産監査で明らかとなった余剰部分に、民間借受庁舎である四国厚生支局高知事務所及び高知労働局ハローワークジョブセンターはりまやを移転入居させる使用調整計画を策定したものです。

5ページをご覧ください。

今回使用調整を行った四国森林管理局庁舎は、赤丸で示しております。四国森林管理局庁舎は、高知県庁より北西約250m、高知城の西側に位置し、高知市の中心商業地域である帯屋町商店街に近く、周辺には高知県庁や高知市役所のほか、裁判所、検察庁などの官公庁施設も所在しております。青丸で示しているのが、今回の使用調整により四国森林管理局庁舎への入居予定官署である四国厚生支局高知事務所及び高知労働局ハローワークジョブセンターはりまやの現在の所在地となっております。

6ページをご覧ください。

赤枠で示しているところが、四国森林管理局庁舎の空中写真です。すぐ東隣に高知城があり、高知県庁もすぐ近くにあります。

7ページをご覧ください。

これが、「四国森林管理局庁舎の使用調整計画」の内容になります。まず、四国森林管理局庁舎の概要について説明いたします。点線枠囲み部分をご覧ください。四国森林管理局庁舎は、昭和39年10月に建設されました地上6階建の庁舎でございまして、別館等を含め、建面積は約1,907㎡、延面積は約7,726㎡でございます。省庁横断的に複数の官署が入居する合同庁舎ではなく、四国森林管理局のみが入居する、いわゆる単独庁舎でございます。資料には、本庁舎の写真を掲載しておりますが、お分かりいただけますように本庁舎につきましては平成23年度に耐震工事を実施しております。従いまして、建物自体は築50年以上を経過しておりますが、建築基準法上の耐震性能を満たしております。写真には写っておりませんが、本庁舎以外のその他建物は工事を実施しておりませんので、耐震性能はございません。

次に、今回、使用調整を行うに至った経緯について説明いたします。四国森林管理局庁舎については、昭和39年に「高知営林局」庁舎として建設されましたが、平成11年に「四国森林管理局」に名称変更し、現在に至っております。その間、組織再編等により人員も減少しており、庁舎建設当時には職員数約500人であったものが、現在では約100人強となっております。

このような中、平成25年度において当局による国有財産監査を実施した結果、1,195.65㎡の余剰が認められたものでございます。国有財産監査とは、「国有財産を有効に活用するために総合的な調整を行う」という当局の立場から、各省各庁が管理する庁舎等に対して、管理の適正化や使用の効率化を図るために実施しているものでございます。先に説明いたしました、空きスペース等に係る省庁横断的な入替調整など、総括部門による庁舎の効率的な使用の推進に当たりましては、国有財産監査部門とも連携を密にしながら進めているところでございますが、本使用調整事案についても、連携による成果の一つということが言えるかと思えます。

さて、森林管理局の余剰の状況についてですが、未利用の空き部屋が多数あったというのではなく、業務の内容や人員数と照らし合わせて算定された基準面積と比較した結果、余剰状態にあると認められたものであり、言い換えますと、非常にゆったりとした執務室等の使用実態だったということでございます。

なお、今回有効に活用する必要があるとして余剰面積とした1,195.65㎡は耐震性能を有する本庁舎に係る面積であり、耐震性のないその他建物に係る余剰については対

象外としております。

次に、入居官署の選定の状況について説明いたします。入居官署の選定に当たっては、官署が業務遂行するための影響度合いを考慮しつつ、借受経費の縮減をポイントとして検討した結果、左下の枠にありますとおり、四国厚生支局高知事務所及び高知労働局ハローワークジョブセンターはりまやを新たに入居させる使用調整を行うこととしたものです。

入居官署の選定理由及び使用調整の効果について説明いたします。左下の枠の上段に記載しております、「四国厚生支局高知事務所」は、県内における保険医療機関、保険薬局、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督などを行っております。現在、民間ビルを借り上げることにより業務を行っておりますが、四国森林管理局庁舎に移転入居することにより、借受経費について、年額約457万円の縮減が図られることになります。

次に下段に掲載しております、「高知労働局ハローワークジョブセンターはりまや」は、職業相談や求職受理及び職業紹介などの事業を行っております。四国厚生支局高知事務所と同様に、民間ビルを借り上げることにより業務を行っておりますが、四国森林管理局庁舎に移転入居することにより、借受経費について年額約1,049万円の経費縮減が図られることとなります。

なお、ジョブセンターはりまやにつきましては、高知県と国が一体となって雇用行政を推進していくとの観点から、既存のハローワーク(高知市大津)とは別途、利用者の利便性向上や支援体制の強化を目的として設置されているものです。

四国厚生支局高知事務所及び高知労働局ハローワークジョブセンターはりまやの移転時期についてですが、四国森林管理局庁舎がもともと複数の官署が入居することを前提に整備された合同庁舎ではなく、いわゆる単独庁舎であるため、入居官署ごとにおける庁舎管理対策を一から実施しなければならないほか、来庁者の増加を想定したセキュリティ対策も必要など、入居のために必要となる改修工事の内容等について、確認・検討にある程度の期間が必要なことや改修工事の予算措置の関係から、予定時期は平成31年度以降としております。

以上が、「四国森林管理局庁舎の使用調整計画について」の説明になります。

なお、有識者会議におきましては、当該使用調整について異存ない旨のご意見を賜り、本年2月17日に開催されました、財政制度等審議会国有財産分科会で諮問・了承されたことをご報告させていただきます。

8ページをご覧ください。

最後に、先ほど説明いたしました、調整対象面積が150㎡以上600㎡未満の場合における「国有財産法第10条に基づく調整」についてですが、前回の第76回国有財産四国地方審議会での報告以降、2件について10条調整を実施しております。

以上をもちまして、「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議における意見の概要等についての報告」を終了させていただきます。

松田会長 はい、どうもありがとうございました。それではこの報告事項につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではご意見もないようでございますので、報告事項につきましては以上とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日予定しておりました議事をすべて終了いたしました。最後に財務局長さん、一言お願いいたします。

【5. 財務局長挨拶】

余島四国財務局長 本日は、委員の皆様方に変に熱心に、幅広くご審議いただきまして、まことにありがとうございました。また、貴重な多くのご意見を賜りましたことも、重ねて感謝申し上げます。

本日お諮りした案件につきましては、ご意見等をいただいたところでございますが、本日頂戴した審議の結論によりまして、今後、円滑に処理を進めてまいりたいと存じます。今後とも従来にも増して、より適切な国有財産行政に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

また、これを機会に、財務行政全般にわたりまして、委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜れば大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

松田会長 それでは、諮問事項につきましては、決議に基づき諮問通り決定されましたので、後ほど、四国財務局長さんに答申書をお渡しすることといたします。

また、本日の議事の結果等につきましては、この後四国財務局から記者発表を行うとともに、後日委員のみなさんに確認をいただいたうえで、四国財務局のホームページに議事録を掲載することとなっております。ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして第77回国有財産地方審議会の閉会をさせていただきます。本日はまことに大変な議論、ありがとうございました。

[15時15分 閉会]

第77回 国有財産四国地方審議会

諮 問 事 項 説 明 資 料

徳島県徳島市に所在する
国有地と徳島県有地を交換することについて

平成29年5月29日(月)
財 務 省 四 国 財 務 局



諮問事項の経緯

1. 平成27年6月16日

徳島県知事が、徳島県議会本会議において徳島東警察署の移転場所を「徳島地方裁判所跡地」にすることを表明

2. 平成27年9月25日

- (1) 第75回国有財産四国地方審議会において、「了解を求める事項」として委員にご説明
 - ・ 当局としては、裁判所から土地の引継を受けておらず、交換受渡数量も確定していないなどの状況から、審議会に諮問することができない。
 - ・ 一方、徳島県としては、事業の緊急性等から、今後の事務を進めていくうえで当局の対応方針を早期に了知したい希望を有している。

⇒ 今後の事務を進めていくうえで、審議会委員の皆様方にご意見をいただき、あらかじめ、ご了解をいただきたい。
- (2) 第75回国有財産四国地方審議会における各委員のご意見等の要旨
 - ・ 熊井委員「約4,000㎡の土地が、庁舎の建て替えで生じたことについて説明していただきたい。」
 - ・ 近藤委員「『徳島東警察署の整備の在り方に係る有識者会議』に参加していたが、県は、その会議での意見、若手職員の意見、他県の先進的取り組みを参考にして、新しい警察署を設置する方針。」
「県民としては、ここに移転してもらうと価値があると思うが、買取りになると、早急に予算を用意するのはなかなか厳しいと思うので、交換という形ならばありがたい。」
 - ・ 真田委員「今の裁判所の余剰地を県に活用して頂くことに関しては異存ない。」
「交換する県有地は、全部を一体的に、公園か何かにするのが都市計画としては一番いい。分割すると競争入札になる可能性が高いので、私はあまり賛成ではない。」
- (3) 会長より「本審議会としては、本件につきましては了解するということがいかがでしょうか。」と確認
⇒ 「異議なし」ということでご了解いただいた。

3. 平成28年11月24日

第76回国有財産四国地方審議会において、まだ諮問できる状況に至っていなかったため、前回審議会では了解いただいた事項の処理状況についてご報告。（徳島県は、PFI導入に向けた調査を行うほか、PFI事業を着実に推進するため民間事業者の公募、評価、選定等の業務支援に係るコンサルタントへの委託事業を実施している。）

諮問事項(国有地と徳島県有地の交換)の概要

所 管 ・ 会 計 名	財務省所管一般会計
交 換 相 手 方	徳島県
処 理 区 分	交換
適 用 法 令	国有財産特別措置法第9条第1項、第3項、第10条
契 約 方 式	随意契約
用 途 指 定	無(昭和42年3月10日蔵国有第459号「国有財産を交換する場合の取扱いについて」記-第2-1)
交 換 時 期	平成29年度(予定)
交 換 財 産	以下のとおり

	所 在 地	区分	数量	利用計画
交 換 渡 財 産 〔 国 有 地 〕 〔旧徳島地方裁判所敷地〕	徳島県徳島市徳島町 一丁目5番2	土 地 立木竹 工作物	4,025.00m ² 19本 一式	徳島東警察署敷地
交 換 受 財 産 〔 徳 島 県 有 地 〕 〔旧徳島県立聾学校敷地〕	徳島県徳島市中徳島町 二丁目104番2	土 地 工作物	6,670.00m ² 一式	未 定

交換制度の概要

国有財産特別措置法第9条第1項、第3項、第10条に基づく交換制度（交換の要件）

1. 交換渡財産が普通財産であること

交換は国有財産の所有権の消滅を内容とするものであることから、普通財産でなければならない。行政財産を交換する場合には、その用途を廃止して普通財産とする必要がある。

2. 財産が土地又は建物その他の土地の定着物であること

交換に供する財産は、土地又は建物その他の土地の定着物が対象とされており、土地又は建物その他の土地の定着物であれば異種の財産相互間の交換も認められている。

3. 国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要があること

4. 価額の差額が、高価なものの4分の1を超えないこと

4分の1を超えるような場合には、実質的には売買と大差のない結果となり、交換を例外的な措置として認めた趣旨が失われてしまうため。

5. 交換渡財産と交換受財産の価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足すること（国有財産法第27条第2項を準用）

国有財産特別措置法（昭和二十七年六月三十日法律第二一九号）〈抜粋〉

（交換の特例）

第九条 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第27条第1項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。

2 （略）

3 前2項の交換は、交換に係る財産の価格の差額がその価格の多いものの4分の1を超えるときは、行うことができない。

第十条 国有財産法第27条第2項及び第3項の規定は、前条の規定による交換について準用する。

位置図



出典: 国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/>)
コンテンツを編集・加工して作成

案内図(空中写真)



交換渡財産(国有地)の概要

○財産の取得原因及びその日付

平成29年5月8日に徳島地方裁判所から、用途廃止後の普通財産として引継ぎを受けたものである。

○沿革

本財産は、徳島地方裁判所の旧庁舎敷地の一部であり、同庁舎の建替に伴い生じた余剰地4,025㎡である。

○位置及び環境

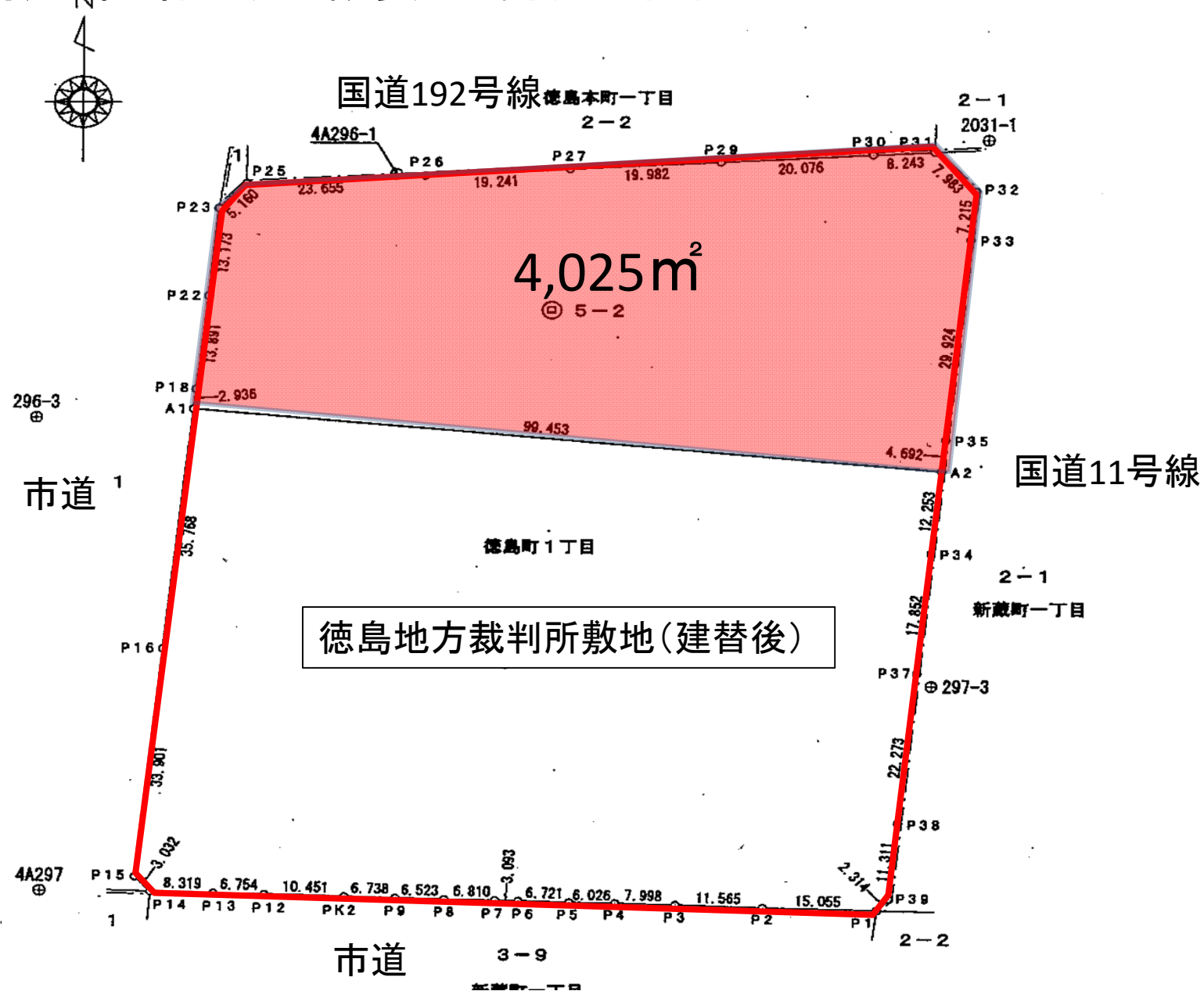
本財産は、JR徳島駅の南東約0.7km、徳島県庁の北方約0.6kmに位置しており、徳島市の中心地に位置している。また、国道11号線と国道192号線が交わる徳島本町交差点に面しており、交通アクセスは非常に良い。

用途地域は、商業地域(建ぺい率80%、容積率600%)であり、周辺には徳島地方検察庁や徳島市役所等の官公庁のほか、商業ビル、事務所等が多数所在している。

○利用計画

徳島県において、徳島東警察署の建替用地として使用予定である。

交換渡財産(国有地)の概要2 現況平面図



交換受財産(徳島県有地)の概要

○財産の取得原因及びその日付(登記簿より)

昭和50年7月1日 土地区画整理法の換地処分

○沿革

本財産は、平成26年3月末まで徳島県立聾学校敷地として使用されていたが、同年4月1日に同校が別地に移転(現校名:徳島聴覚支援学校)したため、更地となっている財産の一部6,670㎡である。

○位置及び環境

本財産は、JR徳島駅の東方約0.8km、徳島県庁の北方約1.0kmに位置している。また、国道11号線から東方に約50m進んだ先に位置しており、交通アクセスは良い。

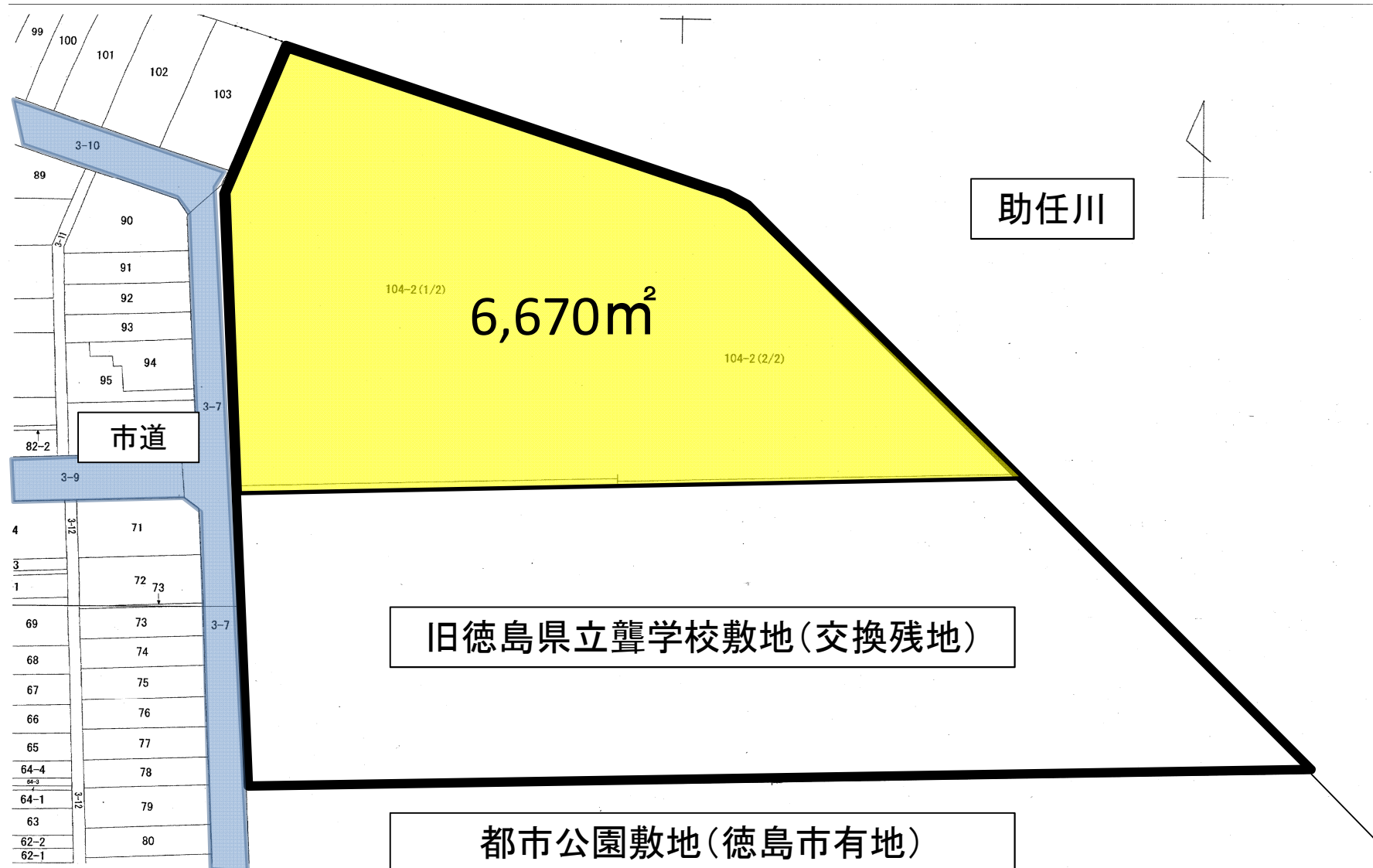
用途地域は、第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)であり、周辺には共同住宅や戸建住宅等が所在している。

また、助任川沿岸に位置する本財産は、徳島市景観計画の「ひょうたん島沿岸周辺」地域に位置している。

○利用計画

現時点で利用計画は未定であるが、地域の国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」の観点から検討していく。

交換受財産(徳島県有地)の概要2 現況平面図



徳島県における交換の必要性

- ・徳島東警察署庁舎は昭和46年に建築されており、老朽、狭隘化が著しいほか、耐震性も十分でなく、南海トラフ巨大地震発生時の災害応急対策活動にも支障を来す恐れがあることから、早急な対応が求められている。しかしながら、現敷地の形状が不整形で有効に使用できないことに加え、現状、多数の被留置者を抱えているなど、24時間稼働する警察機能を維持しつつ建替を行う必要があるため、現地での建替えは困難であり、建替敷地の確保が急務となっている。
- ・旧徳島地方裁判所敷地は、事件、事故の多い中心街や主要幹線道路に近く、事件等に迅速・的確に対応できるほか、検察庁、徳島市役所等の官公庁と緊密に連携できる位置にある。また、同敷地は南海トラフ巨大地震発生時に、倒壊や津波被害等の危険性が相対的に低いと考えられているほか、緊急輸送路となる幹線道路に面しており、建替用地として求められる条件を満たしている。
- ・これまで財政負担を極力抑制しつつ財政構造改革に取り組んできており、こうした状況の中、多額の支出を伴う用地購入は困難である。

徳島県は、以上の理由から交換による国有地の取得が必要であるとしており、その内容は妥当なものであると認められる。

県有地との交換についての国の評価等

- ・徳島地方裁判所庁舎の建替えに伴い生じた余剰国有地を活用し、県有施設の建替えを進め、治安対策、災害対策上の機能強化を図るものであり、地域の国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」の考え方に合致している。
- ・本地は、徳島地方裁判所に隣接しているほか、徳島地方検察庁とは至近距離に、徳島県庁、徳島市役所、国の合同庁舎からも近く、災害発生時には、これら行政機関を含む各機関相互の緊密な連携に資するものである。
- ・国が交換取得する県有地は、隣接の県有地や市有地との一体利用等により地域の国公有財産の最適利用「エリアマネジメント」が期待できる。また、県が所有している未利用財産では、最も市中心部に所在している優良財産であることから、一般競争入札の対象とした場合にも、共同住宅や戸建て住宅等の敷地として需要が見込まれ、処分は可能と見込まれる。

徳島東警察署施設整備等事業の概要

○ 事業の目的

1. 新たな防災拠点の整備 ⇒ 大規模災害発生時には、県庁及び警察本部の代替施設として機能
2. 県都・徳島市の治安維持 ⇒ 移転先(旧徳島地方裁判所敷地)は、本県交通の要衝

○ 事業の特徴

徳島県は、財政負担の縮減のため、PFI手法により警察署整備事業を実施

○ 事業規模

- ・平成29年度当初予算額
76,557千円
(PFIアドバイザー事業
= 約16百万円、
埋蔵文化財調査
= 約60百万円)
- ・債務負担行為設定額
9,000,000千円

○ 事業スケジュール

～平成26年度 ～平成27年度	有識者会議開催、基本構想策定など PFI導入可能性調査
平成28、29年度	PFIアドバイザー事業(実施中)
平成29年度	基本協定の締結 事業契約の締結
平成30年度 平成31、32年度 平成33年3月 ～平成47年度	設計着手 建設工事 供用開始 維持管理・運営業務

実施

予定

第77回 国有財産四国地方審議会

報告事項説明資料

国有財産の有効活用に関する地方有識者会議における意見の概要等についての報告

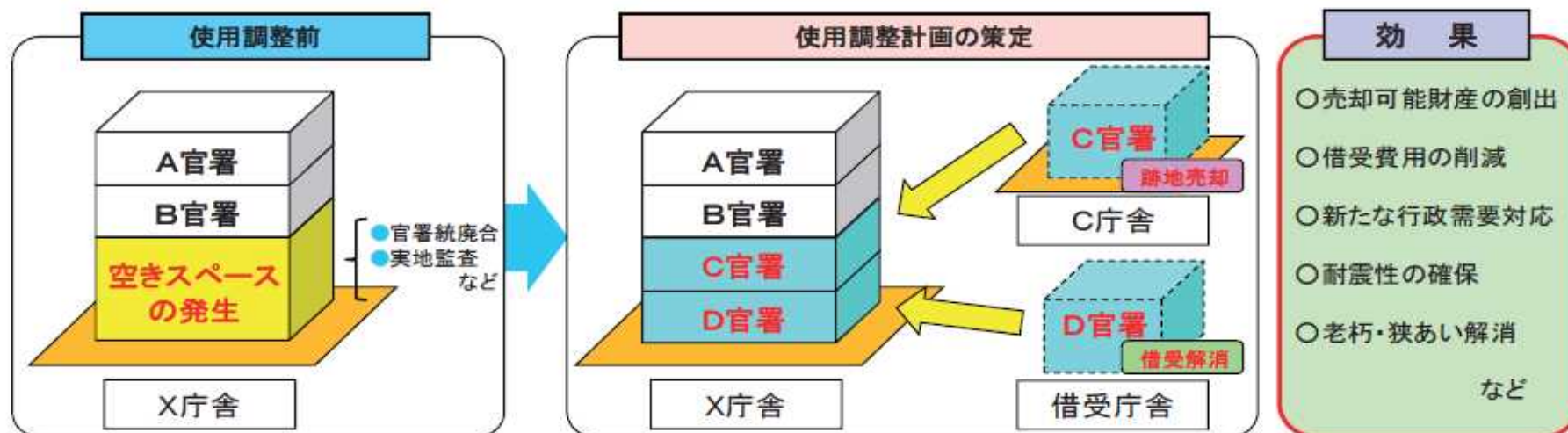
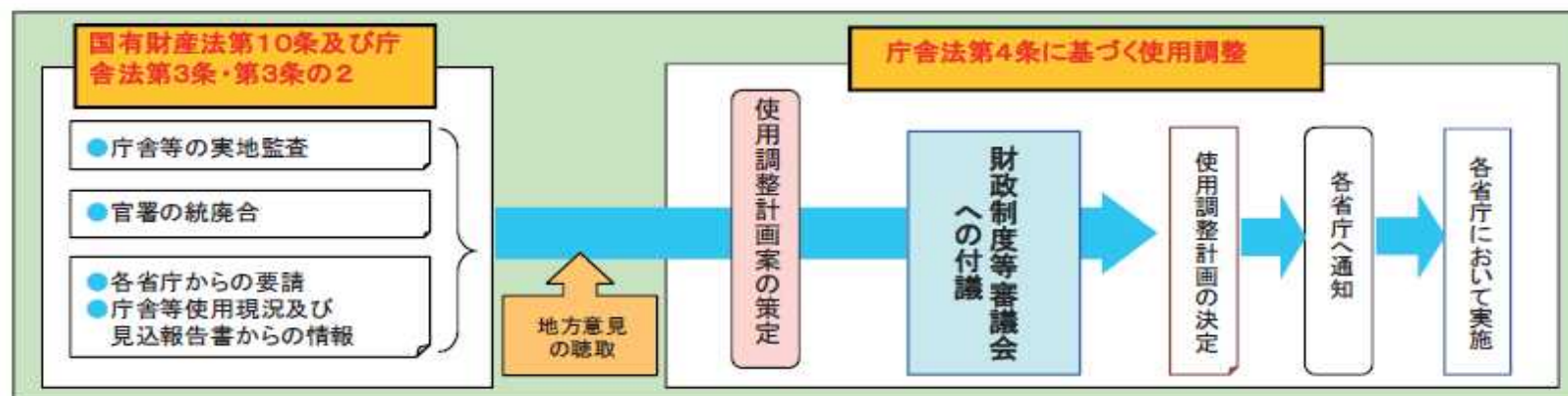
- ・四国森林管理局庁舎の使用調整計画について
（第9回 国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の結果）
- ・国有財産法第10条に基づく調整事項について

平成29年5月29日(月)
財務省 四国財務局



庁舎等の使用調整

- 財務省は、庁舎等の効率的な使用を推進していく観点から、庁舎の空きスペース等に係る省庁横断的な入替調整（庁舎等使用調整計画の策定）を行い、借受庁舎の解消による借受費用の縮減、集約化に伴う売却可能財産の創出、庁舎等の分散解消等を図っています。

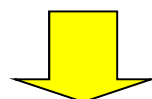


国有財産の有効活用に関する地方有識者会議について

- 18年1月 財政制度等審議会答申「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について」

国が庁舎等使用調整計画を策定する場合には、行政手続の透明性の確保とその実効性の向上の観点から、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法に基づき、財政制度等審議会の意見を聴いて計画を策定することを提言

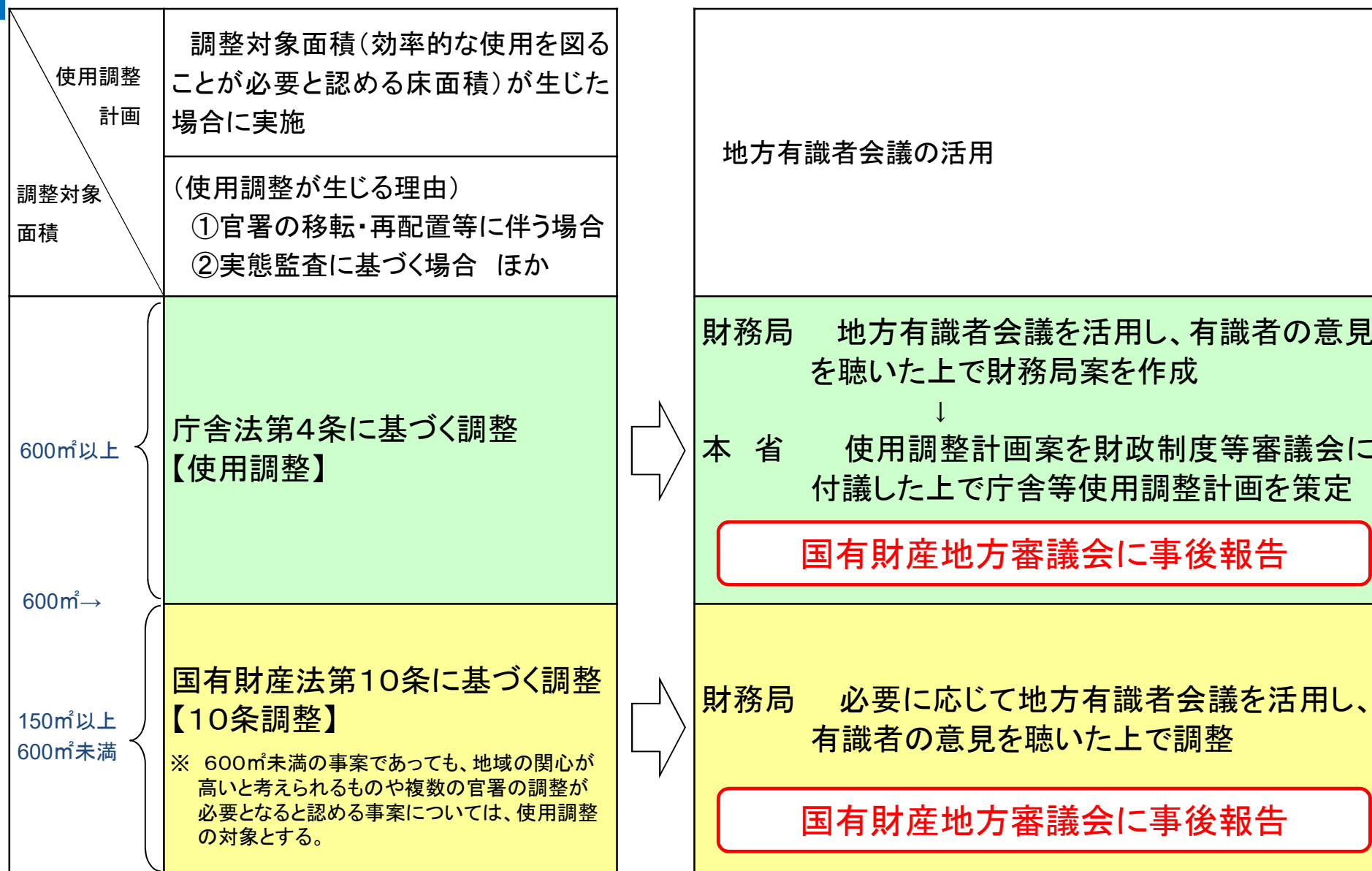
- 財務省における庁舎等使用調整計画案の策定に資するためには、まず、各財務局においてそれぞれの地域の実情を踏まえた具体案を検討することが必要
- その際には、各地域の実情に応じた民間有識者の知見の活用が重要



財務局が実施する使用調整計画案の策定に当たっては、地方有識者会議を活用し、有識者の意見を聴くものとする。

「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」
(平成18年12月8日財理第4846号「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の開催について」)

庁舎等使用調整計画と有識者会議の関係



使用調整の概要

概 要	国有財産監査において余剰が指摘された四国森林管理局庁舎について、民間借受庁舎を使用調整により入居させ、余剰面積の活用及び借受解消を図るもの。
調 整 対 象 庁 舎	四国森林管理局庁舎 (高知県高知市丸ノ内1-3-30)
入 居 予 定 官 署	・ 四国厚生支局高知事務所 (高知県高知市本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル9F) ・ 高知労働局ハローワークジョブセンターはりまや (高知県高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F)
調 整 面 積	約 5 6 5 m²

位置図



出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/>)
コンテンツを編集・加工して作成

案内図(空中写真)



出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/>)
コンテンツを編集・加工して作成

四国森林管理局庁舎の使用調整計画

国有財産監査による余剰面積の活用



1,195.65㎡の空きスペース

【四国森林管理局庁舎】



〔所在地〕

高知県高知市丸ノ内1-3-30

〔敷地概要〕

6,036.02㎡

〔建物概要〕

鉄筋コンクリート造 外

昭和39年築 外

地上6階 外

建 1,907.27㎡／延 7,726.43㎡

〔使用官署及びその使用の現況〕

四国森林管理局 5,976.75㎡（事務室等）

うち余剰面積 1,195.65㎡

※耐震性のない別館等（1,749.68㎡）については調整対象外。

〈使用調整の内容〉



入居予定官署名等	調整床面積	方法・時期
四国厚生支局高知事務所	235.83㎡	移転 平成31年度以降
高知労働局ハローワーク ジョブセンターはりまや	329.03㎡	移転 平成31年度以降
合 計	564.86㎡	



借受解消（注1）

（注1）借受解消（約 174㎡）
借受料縮減（年額約 457万円）



借受解消（注2）

（注2）借受解消（約 338㎡）
借受料縮減（年額約 1,049万円）

国有財産法第10条に基づく調整事項

年度	No	庁舎名	(入居官署)	調整面積	使用官署(新たに入居させる官署)	調整通知年月日	備考
27	1	土佐山田地方合同庁舎	(高知地方法務局香美支局) (高知公共職業安定所 香美出張所)	約470㎡	高知地方法務局(集中書庫)	H28.2.1	新たな行政需要等への対応 (書庫不足への対応) (空きスペースの有効活用)ほか
	2	登記事務システムセンター	(高松法務局)	約420㎡	中国四国農政局 香川用水二期農業水利事業建設所	H28.3.24	庁舎等の効率使用 (他官署の狭あい解消) (空きスペースの有効活用等)